

近世都市近郊に於ける農民生活

——城州乙訓郡今里村における庄屋解職運動について——

足 立 政 男

- 一、はしがき
- 二、今里村の概況
- 三、寛政四年における解職運動
- 四、寛政五年における解職運動
- 五、むすび

一、はしがき

私はここ数年来「近世における山城農民の経済生活」について研究を続け、地方有識者諸賢の助力によつて着々その資料を蒐集している次第であるが、その一部たる京都近郊農村における農民生活の一形態として「山城国乙訓郡今里村の農民生活」をとりあげ、その

生活をば、その農民間に惹起した政治的、経済的紛争問題の面より切斷し、之が究明を行わんとするものである。

そもそも徳川時代の農民間に惹起せる多くの紛争事件は土地経済を下部構造として立つ所の封建制度の下において必然的に起るべき社会現象である。然もそれは時代が異なり、封建制度そのものが変質し、変化するにつて、その紛争の意義も亦変化して行くであろうし、更にその發生の領域を地方別に見るとそれぞれ異なる地方色を示し、その地方の自然的社会的経済的事情を反映しているものである。それ故このような

農民間における紛争問題について、その發生の社会的意義並びに時間的變異及び地理的分布の意義を究明する事は、近世における山城民の經濟生活を具體的に分析する上に欠くべからざる事柄である。そしてこれが本質を歴史地理的に研究することによつて、ひいては徳川時代の封建制度の本質、態様並びにその崩壊過程を有効に闡明することが出来ると信ずるものである。

なお本稿の史料は、今里村の元庄屋宇右エ門家であり、乙訓村元村長（長法寺、今里、井之内、粟生各村合併による）、現長岡町教育委員として声望高き小山寛一氏所藏の文書によつたものであり、ここに氏の寄せられた厚意に深く感謝の意を表する次第である。

二、今里村の概況

近世における山城国乙訓郡今里村は京都三条大橋よりおよそ十二軒の距離にある近郊農村にして西国海道よりは約一軒山手に位置した純農村である。その村号が往古の記録に見えるものとしては、鳥羽帝の御製に、

日暮れば遠方の今里蚊遣り多く

鳥羽田の西に煙りたなびく

と詠まれており、今里の村号なるものは相当古くからあつたものと考えられるが、その起因の年暦は不詳である。従つて管轄も上古は誰の下に帰屬領有されていたかは不詳である。ただ明確さを多少欠くが和銅年度前後に至つて能勢市の頭（当村に現存の能勢四郎右門の祖先と称せらる）が今里村を領有し、「字城山」というところに城を築いたといわれ、今になおその城跡らしき濠が僅かに残存し、村民これを「林条の城」と呼んでいる。近世における領有關係は享和三年「御分間就御用、村内書上帳」によると左記地頭に管轄せられ、殆んど変化なく維新に至つている。

一 惣村高 千式百式拾七石

内高九百五拾四石四斗八升式合四勺 田高

高式百七拾式石五斗壹升七合八勺 畑屋敷高

内

一、六拾石 御藏入

一、五拾石

禁裏増御料

一、式百六拾九石四斗九升五合

（二四町九反六畝二八歩）

伏見宮様御家領

一、五拾八石（四町七反七畝四歩）

大聖寺宮様同

一、百五石（八町八反七畝式拾壹歩）

花山院様同

一、百四石（八町七反式畝拾七歩）

西園寺様同

一、百石（八町七反八畝式拾式歩）

大炊御門様同

一、百石（八町四反六歩）

松木様同

一、九拾石（七町八反式畝拾壹歩）

万里小路様同

一、五拾石（三町九反式畝拾八歩）

転法輪様同

一、五拾石（三町九反六畝式拾八歩）

葉室様同

一、八拾石（七町九畝九歩）

西洞院様同

一、六拾石（四町五反三歩拾三歩）

藤大納言様同

一、三拾九石五斗五合（三町三畝式拾五歩）長門御局様

一、九石（六反九畝式拾歩）

鷺尾様同

なお戸数人口も次の如くである。

一、村内惣家数八拾四軒（明治三年調査では八拾軒で四軒減である）

但シ人数四百四拾五人内男百七拾四人女百七拾壹人

右の如き十五本所の管轄下にあり、その統治方法としてはおよそ次の如き村役人を配置している。

（年代により差異が認められる）

村庄屋は三人、同年寄二人、地頭庄屋十人、同年寄十四人、御局庄屋一人、同年寄一人、町頭役七人、池掛役五人、（小山寛一氏調査による。）

これ等村役人の給料は給米と称し一ヶ年村庄屋一人玄米三石、御触一ヶ年玄米二石、村年寄一人玄米二石、町役一人玄米一斗、池掛役一人玄米三斗、地頭庄屋一人高百石に付玄米一石、同年寄高百石に付玄米三斗宛地頭より給米をうけている。これらの庄屋の中には、（地頭庄屋及び同年寄のみ）その勤労によつてその地頭より御紋付上下或は帯刀御免等を下賜されたものもある。近世は勿論現在において全くの純農村で「村明細帳」に「男女耕作仕居之外手職不仕候」「村内諸商人無御座候」とある如く、もつぱら農耕のみを稼業としており、同じく訓部で京都近郊農村としての神足村が海道筋に沿つた半農半職人的或は半農半商人的構造（立命

館経済学第一巻第二号「近山山城農民の経済生活」―拙稿

の村であつたのとは全く異つた構造組織をもつた村である。近世における今里村は、東は小畑川をはさんで

上植野村領、南は開田村領、西は粟生村領、北は井之内村領に境界し、村の中央部に七十軒〜八十余軒の農家が集団して建ち、十五家領もの田畑が入り組んだ複雑な村を形づくつていたのである。このことは残存する絵図によつて明らかにされ得る所である。尚、村の経済状態は決して豊かではなく、田畑は決して豊穡ではなかつたようである。この点は稿を改めて明かにしたいと思つているが文化二年丑十二月十一日に四名の庄屋から代官役所に差出した「乍恐奉願口上書」にも「当村方之義者元来日損所御座候処其上近年干損打続村中殊之外難儀仕候」とあることによつて、灌漑用水の便が悪く、僅かに溜池水がそれに使用され、干損のために生活が難儀を極めていたようである。

何れにして京都といつた大都市の近郊にあり、それだけに又京都の他の都市と異なつた近世における組織

なり性格が強く村に反映し、村の構造なり、村の農民生活に深い影響を与えていたことは疑い得ぬ事実である。

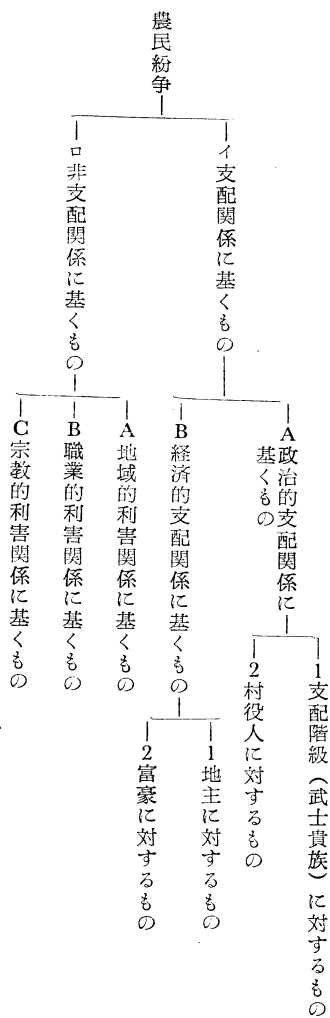
三、寛政四年における解職運動

―庄屋七人勝手儘給米を増し新田新池を拵え段原を開きたるに付き―

徳川時代に於ては、百姓が支配階級又はその代弁者に対して有形無形の利益を主張せんがために團結して反抗する事を徒党と称した。即ち百姓が共同の目標の爲めに集团的運動をなすことであつて、かかる集团的運動は種々の場合に行われた。又それは必ずしも支配階級のみに対して、又はその代弁者のみに対して行われたものではなく、他の目的又は他の対象に対してもしばしば行われたのである。しかしてこのような農民集団運動はこれを類別することは甚だ困難で容易ではない。何故かというにこれ等は多くの附隨性を帯び、種々の紛争が相互に関連しており、その本体を明確に把握することが困難なからである。只一定の標準を立て

て概念的に之を類別するとすれば私の所謂農民紛争な

るものはおよそ次の如く分類し得ると思う。



さて右の如く種々概念的に區別することが出来るが、
 ここにとりあげる城州乙訓郡今里村における寛政四年
 の紛争事件は、支配関係に基づくもの（イ）の（A）政
 治的支配関係に基づくものうち（2）村役人に対する
 ものである。即ち庄屋の非違に関するものである。村
 役人たる庄屋はある意味に於て農民であるが、之は武
 士階級、公家階級と同じく政治的には支配階級と見て
 差支ないと思う。

即ち寛政四年の庄屋の横暴なる非違に対する紛争は、
 村方惣百姓が集団して署名文書をもつて庄屋の不屈き

な仕業を列挙し、七人の村方及び地頭庄屋の解職請求
 を奉行所に行つたもので、今日の所謂首長のリコール
 運動とも見られ意義深いものがある。

およそ庄屋職解職運動としての訴訟原因は之を素因
 と動因に分つて考察せねばならない。素因はこのリ
 コール訴訟の行われた今里村の政治的自然的社会的事
 情によつて培養せられた事件発生に対する素地である。
 従て根本に遡れば封建制度そのものが、その培養素地

であるが之は農民紛争の必然的普遍的前提をなすもの
 であるから之は説明する必要はない。そこで先ず封建

制度の下に於ける紛争発生地の特殊的な素因を知らねばならない。而してこのような素因の存在を前提として、之に運動の最後の原因が加わる時に紛争事件が勃発するのである。然らばこの今里村における庄屋解職の請求運動は如何なる素地の上に培われたものであるか。しかししてこの素因の究明は山城国特に京都近郊農村のこの種の紛争を解明する為めには欠くべからざる意義を有するものであると思う。

そこで先ず素因にあげられるものの第一は村が御蔵入地を始めとする十五の諸地頭家に領せられ、その入組が極めて複雑で、その行政管轄が極めて小さかつたことである。このことは事件発生に最も重大なる関係をもつていると思はれる。(村の概況を参照されたい)

第二に諸地頭の財政が余りにも小規模であつた上に先に述べた如く「当村方之義者元来日損所ニ御座候」という自然的事情に制限せられて経済の発展を計る余地がなく、その経済生活が畿内殊に京都近郊の特異な流通経済の発達に適應することが困難であつたこと

ある。

次に動因として挙げるべきものは、豊富な收穫もないのに、地頭役人と庄屋が相結托して不正を働き、村方百姓の経済的負担力を圧迫し、その生活を危機に陥入れたことである。

以上の素因ならびに動因について、『寛政四年子二月、庄屋七人勝手気儘に給米を増し、及び新田新池を拵え、葭原を開きたるに付「乍恐御訴訟」の実例を究明するにおよそ次の如き事情を窺うことが出来る。

「乍恐御訴訟」

禁裏御料

御蔵入

伏見宮様御家領

西園寺様御家領

松木様御家領

訴訟人 城州乙訓郡今里村百姓六拾人余

同村

西園寺様御家領

西洞院様御家領

相手 庄屋 安兵衛

同村

高倉様御家領

相手 庄屋 伊左衛門

同村

大炊御門様御家領

転法輪様御家領

相手 庄屋 清左衛門

同村

花山院様御家領

相手 庄屋 伊右衛門

同村

葉室様御家領

相手 庄屋 八右衛門

同村

伏見宮様御家領

万里小路様御家領

相手 庄屋 四郎右衛門

同村

大聖寺様御家領

相手 庄屋 八郎左衛門

このように「今里村百姓六拾人余」が団結訴訟人になり、十家領の庄屋七人を相手取って奉行に訴訟に及んでいるのであるが「一、当村之儀御地頭十五本所而御高千式百式拾七石有之惣百姓七拾軒余有之」とある

如く、村領は十五家領によつて管轄統治され、その田畑地及び耕作者が互に入組み、極めて複雑な貢祖の關係を示し紛糾発生への素因を形成しているのである。

又このような複雑な村の管轄構成は畿内殊に京都近郊の諸村のもつている特異な統治方式を物語つているものとして注目すべきであろう。

さてこのような素因の存在を前提として事件発生への動因たる庄屋の詐謀奸策は一体どのようなものであつたかを解明するにまず第一原因としては、

「一……、庄屋役之儀者高百石付壹石ツツ御地頭より給米被下百姓より高百石付八斗ツツ給米遣為相勤め候処相手安兵衛伊左エ門五六年以前より庄屋役相勤古き庄屋ニ而ハ無之新庄屋而御座候処右兩人発頭仕三ヶ年以前より新規に百姓より庄屋給米凡六石三斗余

押而取之此増給米高百石ニ五斗余ニ相成困窮百姓難儀仕罷在候中にも安兵衛儀ハ増給米余計取之申候一

とある如く欲深き庄屋二人が発頭になり庄屋の職權をもつて勝手儘にその給米を増加する暴戾に出て、ただでさえ困窮で余裕のない経済生活にあえいでいる村方百姓を愈々難儀に陥し入れたことである。更にこのような原因を知り得ると同時に、寛政年代の地頭庄屋の給米が上よりの給米約二分の一と、下よりの給米約二分の一によつて構成され、高百石に付約二石前後であつたこと、地頭庄屋は世襲若しく相当長期に亘つて勤められたものであることが明らかにされる。第二の原因としては、

「一、当村字坂本と申悪水抜きを先達而川透シ致し隣在六ヶ村と及出入此儀者相濟、右古川之下ニ葭原在之候処相手之内伊左エ門四郎右エ門八右エ門三人之者共村方百姓共江得心も為致不申葭原を開キ且其向寄りニ百姓五六人所持仕候水場田地も理不尽に三人之庄屋江引取葭原并に水場田地を十五年缺下無年賣地と仕是

等百姓之難儀をいとび不申候古川之田地かたち江年貢相付新川之年貢余ないに仕候旨是亦々百姓江得心も不為致御年貢筋之儀御大切之事を我儘に取斗申候尤鑑下十五ヶ年無年賣地と相手もの共勝手儘ニ仕ハ勿論古川新川ハ御地頭違ニ而庄屋共氣儘ニ年貢差操作古川かたち江年貢付候上ハ缺下として庄屋之内江無年貢而取込候儀甚後暗キ仕方不得其意奉致候此儀御吟味奉願上候」。

とあることが挙げられる。これ全く庄屋役を背景にして詐謀奸策をめぐらし、私利私慾を満さんとする三人の庄屋を相取つた訴訟理由である。すなわち伊左エ門、四郎右エ門、八右エ門の三人の庄屋が共謀して村民にはからず勝手に葭原（新川筋敷地）を開墾し、更にその向い寄りの百姓五六人が所持している水場田地をも理不尽に取り上げ、十五ヶ年という長期間の缺下年季を勝手に定め、而も無年賣地にして私利をはかり、さきに取上げられた百姓達を難渋せしめるに至つたというのである。又古川と新川とは地頭が違つているの

を利用して、古川筋田地堤に新しく年貢付をして自分の切り開いた新川筋敷地年貢の代りとし、新川敷地を無年貢で取込み私腹を肥やし、不正を働いたのである。

これは更にこの紛争に関して書かれた寛政四年子三月の「為取替済状」によると

「一字はらひ河原くぼ馬飼野添と申所之御定免田地葭はへ込場所を開きは迄風呂川と申処へ用悪水流來候を相止め新川を堀浚右風呂川すし田地堤より夫々新規に年貢を取新川筋敷地年貢に出しかへ去成としより未年迄為普請料拾五ヶ年之間鍬下に相定メテ取之村高弁ニ相成シ候事」

「一葭はへ込田地普請之節百姓庄次郎敬七と申者所持之田地不応対而押え庄屋方へ取込本人より返シ呉レ候様ニ申立候得共相返シ呉レ不申候、何れも無拠難渋之儀ニ御座候得ば右ヶ候之通如元致呉候様新庄屋年寄并惣百姓申より申上候」

とあり、年貢を差しくり、庄屋の威力をもつて百姓

庄次郎、敬七所持の田地を勝手に奪取し、その生活を危機におい込んでいたのである。

勿論当時の庄屋連のうちには惣百姓の衆望をにない、高潔で良心的なものも多かつたであろうが、中にはこのような職権を利用して私利を図ることに吸々とした横暴な庄屋も少なくなつたことが推察されるのである。

第三の原因として挙ぐべきものは次の如き事実である。

「一、当村之南之方ニ三町斗之畑在之候を惣百姓中江為致得心も不申三町斗之畑持小百姓江無理押ニ畑を相手庄屋安兵衛清左エ門伊右エ門八郎右エ門方ニ引き取り新開田地と仕大聖寺宮様御家領に而新池を堀西之方長法寺村より流來候したり水并に天水を右新池に溜置候而相手四人之庄屋新開地江水引取候程長法寺より流來り候したり水古田持居候百姓共田地江水受惠敷古田江水余り不申古田干損難儀仕候何事も百姓江得心も為致不申庄屋共御私領役中に取入右之威光を以権

柄押に仕百姓共を難儀為致申候尤此度御私領方江御願も申上候得共地頭役人中も如何ニ仕置候哉一向書付奥向に取治不申宙に而差返し被申下さる仕儀無御座此度御訴奉申上候」

これはさきの「為取替済状」においては

「一字神前林ノ尻川原前堀ケ内と申所ニ畑開新田を拵へ字宮はさんと申処ニ新池を堀里右新田へ用水ニ引き候処利用ノ水筋之内百姓分田畑用水還引き差支此外相對ニ而取替畑へも新池用水井路溝より落水之節も折々水つき候而及難義候事」となつてゐる。

これは四人の庄屋が地頭役人に氣に入るように取り入つて結托し、支配者の威を借つて権柄押に小百姓から三町程の畑を無理やりに取込んで新開田地としたこと、更にこの新開田地の灌水を目的に新池を堀り、従來の水路水を横領して下流にある古田地を干損に陥し入れ、百姓の生活を難渋ならしめる暴挙をあえてなすといつた村役人の恣意専制に対する訴訟である。当時「虎の威をかる狐」的村役人が如何に横行していたか、

又その反面にはいかに小百姓が圧迫され、生活に苦しみ、非道なる権力によつて生活権を奪われ、その日の生活に泣いていたかが推測されるのである。

第四は原因としては次の如くである。

「一 百姓共困窮仕候中にて村方へ祐筆を抱可申旨祐筆之居宅建候入用并賄を百姓中江申付候是等新規ニ而百姓難儀ニ付承知不仕候へ其他所ものを惣百姓に得心も不為致村方に引込候目論に而相手之内安兵衛伊左エ門発頭仕候」

すなわち百姓の生活が窮迫して余裕がなく貢租負担で一ぱいであるのに、勝手に庄屋が他村から村の書記を雇入れんとして、その役宅の建築費、書記給料を百姓の負担において賄わんとして紛争を生じたのであるが、村役人の横暴非道もさることながら、村役人と百姓との感情の疎隔が打ち出されている点、さらに当時の農村自治の姿―専任的な書記職の設置及びその待遇、并に他所者の受入れ方式―がうかがえるのである。

以上要するに「第一不埒不屈と申候ハ御公儀様御地

面を何のわけもなく不存小百姓共江申付地替を仕御料
地御私領地分混難仕候是等不苦ト申而候哉小百姓共不

案内ニ付甚覺東取斗ニ奉存乍恐御註進奉申上候」と訴
え更に「小百姓共者何も訳不奉存承シ此儀庄屋共にて
謀候儀ニ候」「何等之わけを不存百姓共を欺き地替仕

候段全相手庄屋共之仕業而御座候」と村役人の非違を
鳴らしているのである。そして最後にこれ等庄屋がそ

の支配者たる地頭役人と共謀結托して私利私曲をはか
つたことについては「相手七人のもの共は我儘を相働

き御私領方御役人と同腹ニ而法外増長仕村方庄屋百姓
ニ而家数七拾軒の内庄屋之一家ヲ除く殘惣百姓六十軒
余立行不申」とその庄迫による生活の苦痛を訴え、御

奉行様に「右庄屋の内安兵衛伊左エ門向人は村方退身
仕此外相手五人之ものは村役に携わり不申様被為仰付
被下度御願奉申上候」と二名の庄屋に村からの追放と、

残り五名の庄屋には役儀罷免と今後村役に就任せしめ
ないことを要求し、「尤右休之我儘仕候為ニいつとなく
百姓困窮仕相手のもの共勝手相働身上内証宜敷相成

如此ニ而者村方相統難仕候間御慈悲を以願之通御聞届
ケ被成下バ難有可奉存候以上」

「寛政四年子壬二月百姓連名印（六十二名）」と懇懃
のうちにも断乎たる庄屋解職とその追放の処置を要望
しているのである。

殊に西洞院様御家領ではその領民全百姓が連印でも
つてその地頭庄屋安兵衛の役儀解職を同地頭役所に願
出ている。次にその一部をかかげると次の如くである。

「右段下百姓七人御願奉申上候通ニ御座候私共も御
家領田畑所持任罷在右安兵衛差配相統候而ハ甚難儀仕
候間安兵衛庄屋退役被為仰付被下御家領百姓之内ニ而
相働候様被為仰付被下義重々も此段御願奉申上候御聞
届被成下候ハバ難有可奉存候以上

寛政四年子二月 百姓（二十二名）連印

西洞院様御役所

この庄屋解職請求に対して、寛政四年子三月に至つ
て、山城国乙訓郡寺戸村庄屋安左エ門と山城国葛野郡
川嶋村庄屋要軒の二庄屋が取証人となつて仲裁し和談

が成立しているのであるがその節「為取替済状」によると、相手庄屋達は一ヶ条宛その申立てに反駁を加えているのである。その全文をあげると次の如くである。

「一此度百姓申よりヶ条書立差支申出候事も不応対ニ付如元可致様申立候得共中々不応対ニ無御座候依之右之通返答仕候

一 神前林尻川原前堀ヶ内畑地少々地床を取下ヶ此所より壹丁余四之方宮はさんと申所新池を堀是より用水を引取候横ニ畑方之内私所持之外少々百姓分所持之畑地茂御座候ニ付相對以買取又者取替畑等新田致候処池水井路筋之内百姓分所持之田地用水還引之節差支候旨申立候得共格別差支候義も無之殊更用水新池故相止メ候事難相成候

一 川原くぼ馬飼野添と申所は下地と御定免之御田地ニ候所を近年川すじより水差込植付も不相成依年々彌増ニ葭はへ込候付御上納相定候儀為難儀候処先年村方高持百姓分へ及相對新川堀浚葭はへ込田地へ土を入御上納差支ニ相成不申様ニ存ジ普請仕名新川敷地年貢は

風呂川筋度々堤等切込候処も有之候得共川透致候ニ付湛水節も切込候儀も依無之見計ニ而少々宛年貢を致し新川すじ敷地年貢ニ致候得バ不応対ニ而私共不法之仕方と申儀ニ而無之候」

と新池・新開田の設営及び年貢の付替の非違申立に真向から反証を挙げて反駁を加えている。更に田地の掠奪横領の申立に対しては次の如くいつて反撃している。

「一 葭はへ込田地普請之節村方庄屋年寄申百姓惣代印形を以村方より普請料銀下田地之内へ受取私共支配いたし候処悉ク不応対と申立當時より先持主へ可相返申候得共右普請料銀下之間差戻候儀難相成候其外不応対と申儀無之候」

すなわち葭原田地は公然と村方より庄屋年寄百姓惣代承認捺印の上で普請料銀下田地として受取つたものであり、返還しがたいといつて反論しているのである。さてこのような訴訟争いに調停役を買つて出た二庄屋による結末はどうなつたかというに、およそ次の如

くである。

「一 畑開新田之儀者用水還り本田へ差支候儀も有り其上池水ニ而新田相害シ候義難行届雜毛作仕候畑地ニ相成候而者村方不勝手ニも可相成趣ニ付無代銀ニ而請取候畑地并取替置候地面は夫々先地主へ差戻し新田相止メ候事」

と相手四人の庄屋による勝手な新田開拓を禁じ、取込んだり、取り替えた土地の返還を命じている。池及び池水については

「一 新田相止メ候ニ付池地者当庄屋四人より普請銀出し候得ば以後庄屋方之地ニ相違無之事

但し宮はさん新池桶口ニ丈右衛門分田地宅町歩有之天水
同前之儀故右庄屋中所持之田地水候節水無之候へ者桶口
より右宅町歩之田地池水を替入れ田地中の水走り候はば
相止め、溜水井一切入れ水切落し同敷候勿論用水我儘ニ
替取申間敷候此以後心得違等も有之ハ一切水落人申間敷候」

と嚴重な用水使用についての制限の下に庄屋の所有権を認めているのである。ついで葎原田地については、

「一 御定免田地葎はへ込場普請料銀下之儀去ル成

としより来ル己年迄八ヶ年ニ相縮メ右八ヶ年相済候ハバ村方へ可差戻候事、

「一 吉川堤年貢之事当年より相止メ候事」

「一 新川敷地年貢之儀当年より永く村方より可差致候事」

と三ヶ条の断が下され。銀下年季は十五年が八年に短縮、古川堤の無年貢を寛政四年の今年より復活し、新川年貢は永く村方より差出すこととその差繰行為の全面的否定が定められ相手庄屋側が完全に敗れているのである。

更に百姓庄次郎、敷七の田地横領については

「一 水丁川原くぼ向田地よりは迄差出候敷地年貢相止め葎原田地支配庄屋中より銀下之間差出し年季相済みて村方より相定可申候事」

「一 普請料銀下ニ相成候田地之内庄次郎分壹町斗右者当年ハ銀下ニ来ル丑としより相続したゆえ庄次郎へ差戻し遣し尤来ル丑としの儀者御高斗り候丈ヶ差出し候内半分者株庄屋方へ受取半分ハ葎原支配方へ受取

可申事」

「一 同所敷七田地之儀者当年者歟下ニ而来ル丑

としより本人へ相戻遣し御高斗り候丈差出半分ハ株庄

屋方へ残ル半分ハ葎原普請田地支配人方へ請取可申候

但し古川上落口文右衛門の田地ハニ而歟下年季之内ハ其

儘ニ而年季相濟候て村方より支配可致事」

と権柄すくで横領した田地は元の地主へ返還せよと

の断が下されている。そして最後に次の如きしめくく

りが行われ、和談が成立している。

「右之通取証仕候処双方得心之上和談下濟仕候上者

相置く申分無御座候然者双方共此度之儀ニ付重て申出

間敷候以来何事も睦敷可仕依て双方并取証人共連判を

以済状為取替一札仍而如件

寛政四年子三月

城州乙訓郡今里村 庄屋(十一名)連名印

年寄(二名)連名印

百姓惣代(十四名)連名印

同州乙訓郡寺戸村

取証人庄屋安左エ門御

同州葛野郡川嶋村

取証人庄屋要軒御

即ち關係責係者が連名捺印し「双方得心之上和談下

濟仕候」「何事も睦敷可仕」と二人の庄屋を取証人に

して結末がついたのである。ところがこの紛争の第一

原因としてあげた庄屋給米増加の件及び庄屋役解職要

求は一体どうなつたかというに、翌年の寛政五年丑七

月十一日、内藤重三郎様、小堀縫殿様へ先の庄屋の帳

面御糺之義ニ付「乍恐奉願上書」によると

乍恐奉願上書

城州乙訓郡今里村

先庄屋 伊右エ門

同 安兵衛

同 伊左エ門

一 右三人のもの共井料米并庄屋給之儀相分りがたき

ニ付右三人のもの共相手取帳面御糺之儀奉願上候処右

帳面にて者相分りがたく候間奉達而奉願上候願書御下

ヶ被成下候ハバ難有奉存候尤右井料庄屋給之儀ニ付

則同郡神足村三郎兵衛寺戸村安左エ門勝龍寺村喜兵衛
右三人ニ取扱之儀被仰付段々取扱いたしも呉候レ得共
何分濟方難出来ニ付右は三人より取扱之儀御断被申上
候右之仕合ニ御座候得共何分下濟難仕候間何卒御慈悲
を以右相手三人之もの共急ニ被召出御吟味被成下候様
何分可奉願上候以上

今里村庄屋 甚左エ門[㊟]

寛政五年丑七月十一日 同 宇右エ門[㊟]

同 新右エ門[㊟]

内藤重三郎様 年寄 庄左エ門[㊟]

小堀縫殿様 百姓惣代 源兵衛[㊟]

御役所

とあることから非違非道のあつた村庄屋井料米、庄
屋給米については翌寛政五年七月に至るも未解決のま
までさらに不明瞭な点があるから改めて役所へ召出し
て吟味していただくたいと願出ているのである。

四、寛政五年における解職運動

―御高地面勝手益付替候儀に付き―

ところが寛政五年七月に至つて再び勝手我儘に御高
地面の付替をさきの地頭庄屋のうち二名（伏見宮御家
領庄屋四郎右衛門、西洞院御家領庄屋安兵衛が行い地
面を横領したのを相手取つて、御蔵入外入組村方庄屋
年寄惣百姓がその非行奸策を訴訟しているのである。

即ち「乍恐御訴訟」によれば

「当村之義者御料御私捨領五本所之入組場所ニ而御
座候処当村百姓市兵衛儀御蔵入之畑四ヶ所伏見宮様御
家領畑壹ヶ所右五ヶ所高五斗六合所持仕字五ヶ所其天
神西ト申候然所御蔵入之畑三ヶ所高式斗七升四合八右
エ門申候事其場所之内并花山院様御家領高式斗七升式
合猪左エ門四郎右エ門忠右エ門八郎右エ門申候事其場
所之内高三口合壹石五升式合之場所ニ御座候処市兵衛
儀身上不如意ニ相成百姓相統難出来右様高壹石五斗式
合此反別壹反式畝を村中へ差出し其ル子年市兵衛儀村

方退身仕京地へ罷出居申候右村方差出候地面村惣百姓
持地相成候処相手安兵衛四郎右エ門申合セ御蔵入四ヶ
所并伏見宮様壹ヶ所之内御蔵入之畑ヲ西洞院様御家領
ニ取扱同所御蔵入御畑之内狭伏見宮様御家領取広相手
兩人申合御大切之畑ヲ勝手儘ニ仕其上右畑より三丁程
隔り伏見宮様御家領字かきそへと申高壹斗七升三合の
畑をも右御蔵入江引移御蔵入畑狭法外之不埒仕候」と
即ち今里村が御料私領入組み十五本所によつて管轄

され頗る複雑である所へ、百姓市兵衛というものが御
蔵入地面四ヶ所、伏見宮家領一ヶ所計五ヶ所の地面を
天神ノ西という所に所持していたが零落し生活に堪え
ず遂にこの土地を村中へ差出し、寛政四年（訴訟の前
年）に京都へ出てしまつた。そこで前記五ヶ所の地面
は村惣百姓持地になつたのを地頭庄屋のうち前記三名
が詐謀奸策をめぐらし、勝手に地面の付替を行い掠奪
の非行に出たというのである。更にこの文面によつて
当時庄屋の勝手な私利私欲にもとずく不直の非行が盛
んに行われて紛争を惹起したと同時に、私腹を肥

した庄屋のかけには、零落し所謂潰れ百姓になつて家
をすて村をすてて都市に流れ込む百姓も多く、その悲
慘な姿が眼前に彷彿させられるのである。

「右休之義は御法度之義と兼々百姓共心得居候処相
手之者共御田地入替へ村惣持ノ内へ銘々持地付替候儀
自分之持地を無年貢地同様ニ仕候様ニ工ミ不埒至極ニ
奉存候先達モ不埒在之旁以下ニ而難相濟乍恐御訴訟奉
申上候」

と庄屋の奸策が自分の持地を村惣作田地の内へ付け
替え無年貢にして脱税行為を目論んでいる事にあること
を摘抉し訴訟に及んでいるのである。而して庄屋達が
当時その職権を如何に悪用し専横行為をなしたかが伺
われるのである。

「御慈悲ニ相手兩人被召出御吟味被成下持地之分地
押被仰付被下是迄之不直ヲ御糺被成下以来右休之不埒
無之様被為仰付被下候様奉願上候此外不埒之儀ハ御座
候へ共何分地押相成候ハバ相手之もの共へ荷担人（加
担人）も顯れ地面相分り可申候間御慈悲御憐愍を以村

方治り候様被為仰付被下候ハバ冥加至極難有可奉存候
此段乍恐御願奉申上候以上

訴訟人

寛政五年丑七月

庄屋 甚左衛門印

年寄 庄左エ門印

百姓惣代源兵衛印

御奉行様

即ち最後に兩人を召出し、吟味と地押によつてこれ
までの不法行為を糺明して村の秩序が治まるようにし
ていただきたいと奉行所に願ひ出ているのである。

ところが同じ七月廿日に「乍恐以口上書申上候」に
おいて、此の訴訟争いについて地頭役所から年寄役の
甚左エ門と忠藏に対し調停せよとの命令が出されてお
り、しかもその調停が出来ないと御断りしている事実
が明らかにされるのである。

「此問より当村方御藏入御地面之儀ニ付庄屋四郎右
エ門同安兵衛と村百姓申出入ニおよび候事御殿御役所
より私忠藏商人ニ挨拶被仰付候間段々ニ右之趣百姓申

へ申聞カシ候得共一向聞入不申私儀御藏入之役儀ニ候
ハバ達而挨拶も無申方候間乍恐紙面ニ而御断奉申上候
以上

丑七月廿日

年寄 甚左エ門

忠藏

御殿御役所

かくて仲裁不調のまま八月に入るや村中の百姓は益
々強硬な態度に出て、遂に安兵衛と四郎右エ門両庄屋
の御藏入領田地横領の事実を具体的に摘発し、兩人の
村方立ち退きを奉行所に要求するに至つていたのであ
る。即ち「乍恐御願」において

「一庄屋安兵衛四郎右エ門兩人御藏入御地面を掠取
候ニ付御願申上御田地は相分り印シ付ケ置候」と掠奪
地面を村方百姓の手によつて摘発し明示するに至つた。
更に「右兩人段々不埒在之御地頭役人と駟合罷在下百
姓共難儀相成申候間右地面掠取候科被仰付被下様御願
奉申上候」と兩人が地頭役人と相結托し馴合いの上で
悪事を働き百姓を庄迫し難儀に陥し入れたと告発し、
彼の土地横領に刑罰をもつて望んでいたゞきたいと申

上げているのである。そして最後に「尤田地戻し候ハ
バ、济状上ノ候様ニ被仰渡候へ共、济状ニ何之申分無之
の事、上ケ候事は難仕御公儀様、御田地を盗取候もの
候間、此科を御願申上度候間、济状上ケル事ハ惣百姓共不
得心ニ申候」と今や和談は絶対出来ない、公田を掠奪
した盗人は之を罪すべきであるといひ「併济状ニ其段
書附差上候義ニ候ハバ別段ニ御訴訟も申上度奉願上候
安兵衛四郎右エ門村方差置候而百姓立行不申候間此段
御願奉申上候以上

今里村 庄屋甚左エ門病氣に付

百姓元惣代 茂兵衛御

寛政五年丑八月廿一日 年 寄 庄左エ門御

百姓惣代 源兵衛御

と「兩庄屋村方に差置いては百姓立ち行き申さず」
とその役儀罷免は勿論のこと、村方よりの断乎たる追
放を要求しており事態は益々紛糾し、険悪化して来て
いることが看取される。この村中惣百姓からの強硬な
村方追放の訴えに対する兩人の申しひらきはどうかと

近世都市近郊に於ける農民生活（足立）

いうに、同年丑九月における「為取替証文」の中で次
の如く述べて對抗している。

「一同村甚左衛門（庄屋）庄左エ門（年寄）より私
共相手取御願申上候の義ハ百姓市兵衛持地字天神ノ西
と申也都合五ヶ所惣作ニ相成候所私共申合右之内御藏
入四ヶ所へ西洞院様御家領を取持御藏入地面を狭め伏
見宮様御家領取広又三町程も隔ル伏見宮様御家領字か
きそへと申知地を御藏入に移し御藏入畑地を狭め法外
仕候趣申立御願申上候此ノ義ハ右市兵衛と申者村方家
出仕候故地所相分不申候ニ付十五本所庄屋不残立会候
而割合仕候所私共勝手儘割取候様申立御願申上候付市
兵衛呼寄地所案内致させ候得者早速相分可申候御返答
奉申上候」と

すなわち勝手に御高地面を付替たように百姓達は申
立て訴訟に及んでいるが私共兩人は「十五本所庄屋不
残立会候而割合セ仕候」と真向から反撥しているのだ
ある。しかしこの訴訟争いの結末は次の如くだった。

「一右出入ハ御奉行様御聞懸ニ相成候所市兵衛を呼

寄せ地所案内為致下ニ而済方可仕旨被為仰付候付御猶

寛政五年丑九月

村庄屋 八右エ門

予之義御願申上下済仕候趣

村年寄 李兵衛

一、御蔵入字天神之四字坂本右四ヶ所とも右場所ニ

同 儀右衛門

相極候御事

一、西洞院様御家領之義ハ市兵衛案内ニ而右場所少

とある如く、相手の四郎右エ門、安兵衛兩人はその

し外ニ字天神西裏所地所ニ而有之候而相分り可申候

勝手に行った地面の付替による横領の詐謀奸策は完全

御事

一、伏見宮様御家領畑地字天神之西之義ハ右場所割

更にここで注目すべきは相手兩人の署名せる肩書か

取可申候同所様字かきそへと申畑地之義ハ地所相分り

ら庄屋役が消えていることである。役儀が罷免された

兼候ニ付村并可仕候御事

右之通双方得心之上和談下済仕候上ハ自今以後相共

ことはこの文面で明かでないが、同年同月の次の「口

ニ申分無御座候為後日之取替証文仍而如件

上書」によつて解職が行われていたことが明らかにさ

城州乙訓郡今里村御蔵入 庄屋 甚左衛門

「一村方出入之義ニ付是迄御猶予御願申上庄屋退役

年寄 庄左エ門

ハ出来仕候得共……」と訴訟の勝利を確認しており、

百姓惣代 源兵衛

さらに「後役之義ハ何れ成共御願之筋ハ拙者共も百姓

伏見宮御家領同村

四郎右衛門

一統中同心仕御願申上候為後日之依而口上書如件

西洞院様御家領同村

安兵衛

丑九月

清左エ門

村庄屋 宇右エ門

八郎右エ門

村方中

伊左エ門

年寄 宇右エ門卿

八右エ門

御奉行様

百姓惣代 源兵衛卿

猪右エ門

宇右エ門寄

と庄屋罷免後における後役新庄屋の選出について五

清 助卿

人の地頭庄屋（罷免庄屋二名と同役中の五庄屋）が村
一方中に協力を誓っているのである。

かくて九月に至つて妥結をしたかに見えたこの庄屋
解職訴訟も未だ余燼消えやらず、同年十月に至つて再
燃し、重ねて奉行所へ村役人が兩人をうつたえ出てい
るのである。すなわち「乍恐御上書」において

即ち兩人は庄屋退役に不服であり、処置に背反した
ので遂に惣百姓はたまりかねてこの重ねての訴願に及
んだのであらうと考えられる。ところが同じ十月に、
恐らくこの訴願後であらうと思われるが、遂に兩人か
ら御藏、村方、西洞院様、高倉様、伏見宮様庄屋退役
の一札が出され、恐れ入つて引退している。

「一私共儀ニ地所之義付同村安兵衛四郎右エ門と及出

「一札」

入当七月廿二日双方被会合対決之上御聞届ケニハ被成
内濟仕度候付御猶予之儀追々奉願段々及対談候へ其何
分対談相調不申候間御吟味被成下候ハバ難有可奉存候

以上

一当七月十三日西御役所様江御藏入庄屋年寄百姓惣
代より私共兩人相手取御願申上奉恐入候何卒下濟之義
被成被下候様ニ段々御挨拶被成下候ハバ左之通被中間
畏入候

寛政五年十月二日

域州乙訓郡今里村

一私共儀五御本所庄屋退仕庄屋年寄役相勤中間敷候

庄屋 甚左三門卿

此後心底ヲ相改メ何事ニ不依村方義付取斗あずかり

代 茂兵衛卿

たす間敷害背仕間敷候事

一此度御蔵入之庄屋年寄百姓惣代三人衆不申及村中衆ニ遺恨ヲ持申間敷候若左様之事御座候ハバ其節ハ如何様共御公儀様江被仰定御願付ケ可被成候共其時一言之義申間敷事

一我等退役仕諸帳面諸書物村方江御引渡可申候御地頭表同役人方御宅江立入仕間敷候私共身分退キ隠居之心ばへニ而善或者親敷ものニ而村方表向キ相勤可申候

右之通相守何事によらず村方の害相成候義仕候得バ其節ハ如何様共可被成候為後日依而一札如件

寛政五年丑十月

四郎右エ門邸

安兵衛 ⑧

請人清左衛門邸

同 猪右衛門邸

御蔵庄屋 甚左エ門

年寄 庄左衛門

百姓惣代 源兵衛

其の外村中

即ち庄屋を退役し再び村役人にはならないこと、何

事も村方のことには手を出して関与しないし又村方に害背しないこと、村方の帳面はこれを返還すること、地頭表同役人の家宅へは今後立ち入らないこと、隠居をすること等々誓約の一札を入れ最後に「村方の害に相成候儀仕候ハバ其の節は如何よう共可被成候」とさしもの頑固で我儘な兩人も畏れ入つて自分の非行を認めているのである。

そこで、村方役人、惣百姓側では彼等兩人の庄屋退役と隠居を確認した上で次の如き行為については制限と自由を認めるといつた「口上書」を手渡している。

「一 其元兩人隠居之心ばへニ而御座候得共野業さし津かへ候事惣村中相對ニハ致間敷候」

即ち一切の百姓仕事を禁止し、村中惣百姓なみに平等には取り扱わないこと、「惣村中相對致間敷候」と規定している。自由の認められた行為は、「其外秋しや講目待講いなり講念仏講ニ罷出候者勝手次第候」

「村方御年貢入足其外諸入用諸算用帳面ハ村中同様ニ見セ申候役人ならしく外百姓なみに相成不申候」年貢

運び人足に御地頭に参り候事不苦」と、講への出入り、村方諸帳面を見ること（但し百姓なみにならないで）、年貢運び人足で地頭様に参上するのを認められている。そしてこれ以外の行為行動については「右之通外之事一切相成不申候為後日仍而如件」即ち定められた以外の権利は一切のものが簞奪されているのである。そしてこの署名者には両人の請人をもうけている。即ち、庄屋甚左エ門、年寄庄左エ門百姓惣代源兵衛、請人宇右エ門、同源兵衛「寛政五年丑十月」となつて極めて嚴重な処置をしているのである。

更にこの訴訟争いの後始末の一環として寛政五年丑十二月に至つて「庄屋年寄百姓衆中」宛に「清左エ門・八郎右エ門・八右エ門・猪右エ門・伊左エ門の五人から出された「一札」があるが、これによつて西洞院・高倉・伏見宮各地頭新庄屋の任命が行われたことが明らかにされる。そのうちの伏見宮様地頭に関する「一札」を例にあげると次の如くである。

「一 先達而伏見宮様庄屋役伊左エ門江被仰置候

所彼是と差支之義有之候ニ付右庄屋役之義を来寅年相成候ハバ庄屋年寄百姓同心ニ而何れ成共相願可申候為其如件」となつており、引き継ぎに彼是差支があるのて来年即ち寛政六年になつてから署名者（前記）のうち誰かが御引受けするという「一札」が村役人及び惣百姓宛に取渡されている。

かくてこの庄屋解職の要求をめぐる惣百姓の訴訟は、庄屋追放、掠奪地の還元によつて惣百姓側の勝利に帰し、追放庄屋の「私共義五御本所庄屋退キ仕リ庄屋年寄役相勤問敷此後心底ヲ相改メ何事ニ不依村方義ニ付……害背仕間敷候事」或は「一此度御蔵入之庄屋年寄百姓惣代三人衆ハ不申ヌニ及バ村中衆ニ遺恨持チ申ス間敷候若左様の事御座候其節ハ如何様共御公儀様江被仰定御願付ケ可被成候共其時ハ一言之義申間敷事」又「私共身分退キ隠居之心ばヘニ而粹或者親敷ものニ而村方表向キ相勤可申候」とか幾多の降伏の誓約を入れ、心底からの改心を誓つたのである。ところが、両人はその遺恨を将来に長く残しているのであつて、庄屋役

を退き隠居してからも、なおかつての同役同腹であり、寛政四年二月には村方惣百姓から相共に訴えられた他の五人の庄屋（清左エ門・伊右エ門・八右エ門・伊左エ門・八郎衛門）と一諸になり、その後も村方へ出かけて奸策を共謀し、村方を引掻きまわし難儀におとし入れていることが寛政八年三月の文書によつて明にされる。即ち

「前文畧……右之通四郎右エ門安兵衛村方江証文取置我等当役ニ付預り罷在候所右証文之趣意も在之四郎右エ門安兵衛と清左エ門伊右エ門八郎右エ門伊左エ門八右エ門五人之者者同腹中而村方書を仕不埒之儀共有之候、付村方江七人之もの共罷出候節ぬきんで彼是申候とも差押江可申処無其儀七人之もの共司執物事ぬきんで申候共我等志めしも不仕七人之もの申儘にいたし置候ニ付村方より七人のわるもの共の内、江内々交り居り候様ニ被存候付七左エ門より村方江証文引取被申候ニ様成行……」

と誦人及び前記同腹の五人の地頭庄屋をば七人のわ

るもの共と断じ、他の自分等（善良なる残り四人の庄屋）は七人のものが共謀して彼是という我儘行動を大目に見て押えないために、惣百姓側から右七人と内内て通交しているように誤解され訴訟に関する証文を村方惣百姓の手に引取るいう成行きになつたと、いつていることから七人のものが惣百姓を憤激せしめる非行を重ね、且つさかんに誓約後もその禁を破る行動をとつている事が明かにされるのである。更に「我等七人と同意不仕候付其之段申的メ候処然ル上者以来之義我等随分役前相聞七人之者共江為司執不申七人之ものぬきんで申上候ハバ差押へ可申旨申込候処村方御納得ニ而証文我等当役之義ニ付被相預り慥ニ守護いたし候」

とあることから残り四人の善良な庄屋は七人の悪者と同腹ではなく、今後七人の行動を差し押える事を村方惣百姓に約束して村方書類を守護することになつたことが明らかにされる。

そして最後「尤此後村方立会之席ニ而七人之ものを行届七人之者我意を申上候ハバ其節村方百姓之内我

等成かわり七人之者差押へ被申候対談ニ御座候為後日村方より前書寫通之証文何時或共村方入用之節は差出可申候預り手形仍而如件」「寛政八年辰三月」と四人の庄屋が七人の我意をよう押えない場合は村方百姓の力でこれを差押えるという申合せが事件後三年もたった寛政八年に行われ、「一札」の手形がとりかわされた事実から推して、庄屋解職事件はその紛争後も長く尾をひいて村の平和を脅やかしているのである。

五、むすび

以上私は近世都市近郊における農民生活の一例として京都近郊の城州乙訓郡今里村において寛政年間に惹起した庄屋解職運動をとりあげ、それを中心にして都市近郊農村における農民生活の一断面を解明したのであるが、この庄屋解職の運動を通して考察され得るところとは、京都近郊農村は公、私領の入社が極めて複雑であり、殊にその殆んどが京都の公家寺院等地頭の私領になり、従つて村の統治及び支配機構も簡單ではなく、村庄屋、地頭庄屋が数多く存在し、その任期も長く、

かつ世襲の様相を帯びており相当権力を振つていたこと、更に庄屋の中には地頭役人の支配権力と結びつき互に共謀結托して私曲を働き、善良なる農民を圧迫して私腹を肥やし、遂にはその生活を危機に陥し入れるが如き非行を重ねるものもあつたこと、殊に今里村では庄屋たる村役人が支配者の役人と馴れ合いで百姓の土地を横領したり、御料地を分割したり、或いは年貢をごまかしたり、庄屋の手当米を増加して訴訟事件をおこし遂に庄屋のリコール運動まで発展したのであるが、他にも不問或は不明のうちにかかる奸策が遂行されたものも多かつたであろうと推測されるのである。一方一般被支配百姓の生活は決して楽ではなく、かかる支配者層側に立つた百姓の私腹を満たす犠牲になり、遂には破産して都市に安住の地を求めて離村して行く所謂潰れ百姓の姿も見られ、農民生活の没落化の原因が商業高利貸資本の農村侵蝕或は貢租負担の過重、或は凶作疫病、又は支配階層の収奪等諸原因の外に、身分的には同じ被支配階層の農民階級であり乍ら支配者側に立つた庄屋を始めとする村役人の詐謀奸策による搾

取と掠奪にも原因があつたことは前掲の「村方庄屋百姓而家数七拾軒の内庄屋の一家を除く残り惣百姓六十軒余立行不申」とか或は「右体の我儘仕候為いつとはなく百姓困窮仕相手のもの共勝手相働き身上内證宜敷相成如此二而者村方相統難仕候間御慈悲を以願之通（庄屋の退役及び村方よりの追放）御聞届ケ被成下バ難有可奉存候」とかの村方惣百姓の悲痛な叫びによつても明らかにされるところである。その職権と地位を巧妙に利用して私利をはかり私腹を肥した庄屋は富裕化し、反面その犠牲に供された百姓は没落の危険に追込まれているのである。今一つこの事件に附随的に現われている祐筆雇傭の問題である。村費で役宅を建て、かつ俸給を賄つて専任書記を村に置くというのが如きことは、京都近郊農村の自治が次第に近代化して来る姿でもあり、自治機構が余程進んでいる事を示すものと注目すべき事実である。

さてかかる農民間の紛争は決して偶然に起つたものではなく必ずや起るべき理由があつて発生したのであ

り、封建社会の変遷過程における必然的所産である。そしてかかる紛争事件を契機にして近世の村方内における封建体制は無意識のうちに解体し、無意識のうちに近代化の方向を指向し、その方向へ押し流されて行くのである。そしてかかる紛争がやがては従来の農民意識を变革し、自己の人間性の発見によつて封建性の矛盾的桎梏を打破せんとする心情を醸成し、封建体制崩壊に重要な役割と意義をもつに至ることは事実である。しかして又かかる紛争は当時の社会組織を否認し、これを覆えして新なる社会を出現せんとする高い社会観、世界観にもとづく指導精神によつて指導されたものではなく、封建社会の永遠性を是認しつつ、その絶対的人生観の基礎の上に演出せられた花火線香的な紛争事件であり、封建社会の矛盾が大になり、堪え得られなくなつた時に、下積になり虐待されていた百姓が非常手段に出たのであつて、彼等が当時の長い間の身分階級的觀念の深淵の中に囚らわれていた事実は是認すべきである。

（本稿は昭和二十九年度文部省科学研究
究補助金による成果の一部である）